

# 不良債権の状況

## リスク管理債権

リスク管理債権総額は、前年度末に比べ4億29百万円減少し35億68百万円となりました。

(単位:百万円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減額
破綻先債権	117	104	△ 13
延滞債権	3,786	3,400	△ 385
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	94	63	△ 30
リスク管理債権総額	3,998	3,568	△ 429

## リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権総額は35億68百万円ですが、このうち担保・保証で22億16百万円、貸倒引当金で12億90百万円を計上しておりますので、リスク管理債権総額に対する保全率は98.27%となり、大部分が担保・保証および貸倒引当金によりカバーされております。

(単位:百万円)

区分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	平成25年度	117	111	6	100.00%
	平成26年度	104	95	8	100.00%
延滞債権	平成25年度	3,786	2,211	1,507	98.24%
	平成26年度	3,400	2,090	1,278	99.06%
3ヵ月以上延滞債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	94	41	21	66.67%
	平成26年度	63	30	4	53.64%
合計	平成25年度	3,998	2,364	1,536	97.55%
	平成26年度	3,568	2,216	1,290	98.27%

### 注

- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## 用語解説

**破綻先債権** 元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。  
①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者  
②破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者  
③民事再生法の規定による再生手続の開始申立てがあった債務者  
④会社法の規定による特別清算の開始の申立てがあった債務者  
⑤手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

**延滞債権** 未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。  
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金  
②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

金融再生法上の不良債権は前期末に比べ4億31百万円減少しました。

金融再生法上の不良債権比率は前期末に比べ0.75ポイント下降し、5.59%となりました。

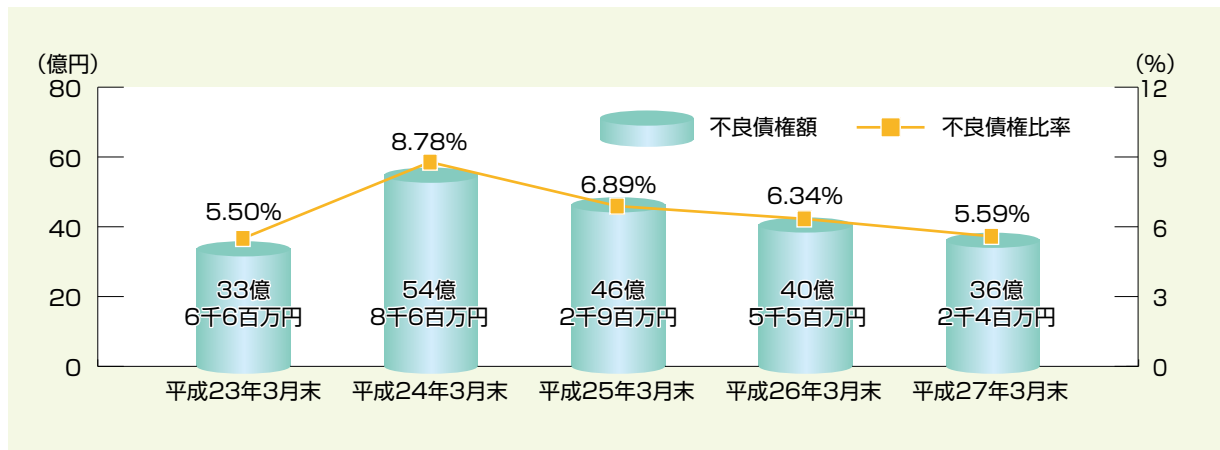
(単位:百万円)

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
金融再生法上の 不良債権	平成25年度	4,055	3,957	2,370	1,587	97.58%	94.19%
	平成26年度	3,624	3,562	2,224	1,337	98.30%	95.60%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成25年度	1,301	1,301	566	734	100.00%	100.00%
	平成26年度	1,764	1,764	692	1,072	100.00%	100.00%
危険債権	平成25年度	2,659	2,593	1,762	831	97.50%	92.61%
	平成26年度	1,795	1,763	1,502	261	98.22%	89.15%
要管理債権	平成25年度	94	62	41	21	66.67%	40.65%
	平成26年度	63	34	30	4	53.64%	11.91%
正常債権	平成25年度	59,882					
	平成26年度	61,201					
合計	平成25年度	63,938					
	平成26年度	64,825					

### 注

「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## 不良債権額・不良債権比率推移



- 3ヵ月以上延滞債権** 元本または利息の支払いが約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権** 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権** 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権** 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権** 「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 正常債権** 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。